

9月1日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて (町長提出)
- 第7 議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第39号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第40号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第41号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて (町長提出)
- 第12 議案第43号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第13 議案第44号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて (町長提出)
- 第14 議案第45号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第15 協議第1号 岐阜県市町村会館規約の変更に関する協議について (町長提出)
- 第16 協議第2号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について (町長提出)
- 第17 協議第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について (町長提出)
- 第18 認定第1号 令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第19 認定第2号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第20 認定第3号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 第21 認定第4号 令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について (町長提出)
- 第22 認定第5号 令和6年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

---

出席議員 (9名)

1番	古 野 裕美子	2番	朝 日 智 哉
3番	河 村 正 通	4番	石 井 伸 弘
6番	杉 本 真由美	7番	安 藤 哲 雄
8番	鈴 木 浩 之	9番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 已		

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (5番)

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	教 育 長	名 取 康 夫
教 育 次 長	山 路 康 代	総務危機管理課長	山 田 潤
政策財政課長	浅 野 浩 一	税 务 課 長	木野村 英 俊
住民保険課長	郷 展 子	福祉子ども課長	衣 斐 武 宜
健康推進課長	横 田 紀 彦	都市環境課長	宮 崎 資 啓
上下水道課長	木野村 和 明	教育総務課長	北 中 龍 一
会 計 室 長	高 崎 健 一		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	濱 口 晴 美	議 会 書 記	平 工 峻 也
議 会 書 記	石 崎 啓 明		

○議長（井野勝巳君） では、改めまして、おはようございます。

残暑厳しい中ですが、全員御出席、大変に御苦労さまでございます。

ただいまから令和7年第4回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 鈴木浩之君及び9番 安藤浩孝君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの12日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月12日までの12日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（濱口晴美君） それでは、6月定例会以後の報告をさせていただきます。

6月18日、7月16日、8月20日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、各基金並びに歳入歳出外現金とも、計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月26日に、都市環境課所管の令和5年度と6年度の工事などについて監査を行いました。監査は、対象事項について、関係書類の提出、担当者からの説明を求めて監査した結果、おおむね適正に業務が行われていると認められました。

意見として、人件費や材料費の高騰で費用がかさむところだが、水道などの埋設工事との連携により工事費を抑えるべく努力をしており、評価できる。予算の範囲内での施工量は限られて

ることから、効率的かつ効果的な執行に努めていただきたい旨の意見がありました。

7月2日、総務危機管理課、政策財政課、税務課、住民保険課、福祉子ども課、健康推進課所管の、令和6年度に執行された契約金額が税込年間200万円以上の委託契約をしているもの、過去3年以上同じ業者で委託契約しているものについて、委託内容及び委託事務について監査を行いました。監査は、対象事項について関係書類の提出、担当者からの説明を求めて監査した結果、おおむね適正であると認められました。

意見として、保守点検など毎年行う委託について、入札や見積合わせにより最低価格の業者が選定されていることは確認できたが、数年に一度は見積合わせを行い、他の市町村や民間での市場価格など調査し、適正な価格での契約を行っているか確認されたいという旨の意見がありました。

次に、令和6年度の各会計の決算審査について、6月25日に上水道事業会計を、26日に下水道事業会計を、7月23日に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、8月1日、4日、5日に一般会計決算及び各基金の運用状況審査と財政健全化審査が行われました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてあります。

8月26日に、臨時総会及び令和7年度第2回評議員会がグランヴェール岐山で開催されました。臨時総会では、岐阜県町村議会議長役員の補欠選任について、理事及び幹事の選出が行われ、理事に安江健二加茂郡東白川村議長、幹事に高山由行可児郡御嵩町議長が選任されました。

評議員会では、令和6年度岐阜県町村議会議長会歳入歳出決算の認定について審議されました。歳入合計1,313万3,191円、歳出合計1,122万2,360円、歳入歳出差引残高191万831円を令和7年度へ繰り越す内容の決算を認定しました。

その他の議題として、第76回岐阜県町村議会議長会定期総会の運営について、定期総会の日程、役割分担などについて原案のとおり決定しました。

また、令和8年度国・県予算及び施策に関する要望事項、決議についてなどが協議され、全12項目を提案することに決定しました。

続いて、7月10日に令和7年度東海環状自動車道西回りルート建設促進大会が岐阜県庁1階ミニモホールにて行われました。その中で、大会決議として、一日も早い全線開通に向けて、必要な財源や事業費を確保し、強力に事業を推進することなど、全部で6項目が決議されました。

続いて、7月11日に、令和7年度主要地方道岐阜関ケ原線道路建設促進期成同盟会定期総会が、グランヴェール岐山にて行われました。提出された第1号議案から第6号議案まで、全てにおいて承認され、その主な内容として、第2号議案では、令和6年度収入支出決算について、収入済額74万7,299円、支出済額34万5,496円、差引き40万1,803円を令和7年度に繰り越すこととされ、第4号議案では、令和7年度収入支出予算について、収入支出それぞれ72万2,000円で、前年度比2万6,000円の減となりました。第5号議案では、役員改選について提案され、会長に岐阜市長 柴橋正直氏をはじめ、副会長などが総会の同意を得て選任されました。第6号議案では、要望決議について、全部で4項目が決議されました。

次に、7月25日、令和7年度国道157号整備促進期成同盟会定例総会が、福井県大野市多田記念大野有終会館で開催されました。提案された第1号議案から第6号議案まで、全ての議案が原案のとおり承認されました。主な内容として、第2号議案では、令和6年度収支決算について協議され、収入総額75万4,390円、支出総額1万2,722円、差引き74万1,668円を令和7年度に繰り越すこととし、第3号議案では、令和7年度の役員改選が提案され、会長に福井県大野市長 石山志保氏、副会長に岐阜市長 柴橋正直氏、本巣市長 藤原勉氏が総会の同意を得て選任されました。また、第5号議案では、令和7年度収支予算について、収入支出それぞれ79万1,000円で、前年度比3万6,000円の増となっています。

なお、第6号議案では、提言決議として、施工実施箇所の事業促進並びに熊河から温見峠を経て根尾長嶺に至る区間の抜本的な改良事業に早期に着工することなどが決議されました。

次に、7月29日、令和7年度合同総会（東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会、国道21号・22号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会）が岐阜グランドホテルにて行われました。

東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会定期総会では、提出された第1号議案から第6号議案まで、全てにおいて承認され、収入支出それぞれ92万4,000円で、前年度比3万4,000円の減となりました。

なお、第5号議案では、要望決議として、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、地方創生を実現し、計画的かつ長期安定的な道路整備・管理が進められるよう新たな財源を創設するとともに、令和8年度道路関係予算所要額の満額確保を図ることなど、全部で7項目が決議されました。

以上、報告いたしました会議の資料につきましては事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、御報告いたします。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、行政報告並びに開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずもって、本日は令和7年第4回北方町議会を招集させていただきましたところ、議員皆さんには何かと御多忙の中、全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年は平年より15日も早く梅雨明けをしましたが、その後は全国的に異常気象に振り回される日々が続いています。各地で線状降水帯が発生し、局的に災害級の豪雨に見舞われたかと思えば、一方では体温を超えるような危険な暑さが何日も続くなど、何かと天候に関する心配

は尽きないところであります。

そのような中であります、去る8月10日、円鏡寺お千日参りの日であります、当町夏の風物詩とも言える北方町歩行者天国が商工会主催で開催されました。今年で50回目という大きな節目を迎えたところであります、多くの関係者の願いもむなしく、当日は雨にたたられ、残念ながら去年のようなくぎわいを見ることができませんでした。

また、重ねて残念なことになりますが、この歩行者天国という商店街通りの一大イベントは、今年で最後ということに決定されたようあります。かつては近郷近在から多くの人々や商品が集まり、繁栄を誇った北方商店街・歓楽街でしたが、今ではその面影はほとんど消えてしまいました。私が車の免許を取得した頃は、商店街通りは人の波で埋まり、車で通過するのは一苦労でしたが、今は歩く人も車もまばらで閑散としております。多くの商店は、郊外に移転したり、店じまいするなどで住宅や駐車場へと変貌し、かつての町並みは、今や閑静な住宅街へと趣が変わりつつあります。

申し上げるまでなく、この歩行者天国は、往事の北方商店街のにぎわいの中から誕生した一大イベントでありますから、長らく多くの住民に親しまれてきたわけであります。これも時代の流れと言うべきか、大きな役目を終えたということなのでしょうが、やはり町なか育ちの私としては、一抹の寂しさを覚えるところであります。同じ思いをされる方も多くおられるのだろうと思っているところであります。

なお、来年からは8月10日の歩行者天国はなくなることになりますが、8月17日のお十七夜・盆踊り大会と共に催すという形になると聞いております。商工会や青年部の皆さんには、今までの伝統を継承しつつ、新たな形のイベントに発展させるということで、今後は北方の夏を代表するイベントとなるよう、町と共に盛り上げていってほしいと思っているところであります。

また、先週行いました清流フェスであります、今年は例年にも増して酷暑での開催となりました。しかし、毎年のことながら、町内外から多くの若者や家族連れに来ていただき、大いに楽しみ、大いに盛り上げていただきました。申し上げるまでなく、屋外のイベントの成否は、内容のよしあしはさることながら、それ以前の問題として大きく天候に左右されます。その点では、雨や雷の心配もなく天気に恵まれたと言えますが、風もなかつた当日は相当の暑さがありました。気分を悪くされる方も多くおられ、救護班は忙しく対応に当たっておりました。

ただ、全体としては大過なく成功裏にイベントを終えることができたと安堵したところであります。これもひとえに、多額の寄附をいただいた多くの協賛企業はもとより、お手伝いの学生ボランティアや地域の皆さん、また出店者や出演者など多くの関係者皆さんとの御協力があつたのたまものであります。そして何より、担当してくれた職員皆さんとが一致団結して頑張ってくれたおかげであります。深く感謝しております。

私としては、今後も続けられる限り、北方町ならではの町おこしの一大事業として、県内一狭隘な町ながら魅力あふれる北方町を、K I T A G A T A 清流フェスを通じて町内外に広くアピールしていきたいと思っております。どうぞ御理解、御協力のほどよろしくお願ひを申し上げまし

て、改めまして4件について行政報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず1番目であります、令和7年度第2回岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会が、過ぐる7月25日、OKBふれあい会館4階会議室において開催されましたので、その内容について報告をいたします。

最初に議長選挙が行われ、仮議長の指名推選によって可児市議会議長の澤野伸氏が選任され、続いて、議長の指名推選により副議長に揖斐川町議会議長の大西恵子氏が選任をされました。

続いて4議案が提案され、審議をいたしました。

認定第1号は、令和6年度岐阜県市町村職員退職手当組合歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額は79億7,150万円、歳出総額は76億1,217万円であります。歳入の主なものは、市町村負担金及び財産運用収入などであります。歳出では、給付費が57億1,203万9,000円、基金費が18億5,435万円などとなっております。したがいまして、歳入歳出差引額は3億30万円となっており、2億7,000万円を基金に繰り入れ、3,030万円を翌年度へ繰り越すというものでございます。

次に、承認第2号 岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例の専決処分の承認で、特別職退職手当の支給期日の選択についての所要の改正がなされました。

次に、議案第6号は、岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてでありますが、岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退することで、規約の変更について協議の議決をいたしました。

次に、議案第7号は、岐阜県市町村職員退職手当組合職員定数条例の一部を改正する条例についてでありますが、全会一致で承認されたところであります。

次に、空席となっている副組合長の選挙が議題となり、指名推選により宇佐美晃三大野町長が選任されました。

次に、同意第1号 監査委員の選任同意が議題となり、監査委員の税理士 寸田一雄氏が再任をされたところでございます。

いずれも全会一致で承認はされました。

2つ目であります、岐阜県後期高齢者医療広域連合の定例会が過ぐる8月18日、岐阜市柳津公民館にて開催がされましたので、御報告をいたします。

最初に議長選挙が行われ、指名推選により岐阜市議会議長の和田直也氏が選出されました。続いて、和田議長の指名推選により、副議長に北方町議会議長の井野勝巳氏が選任されました。

その後、議案審議に入り、4議案が提案されました。

報告第3号は専決処分の報告であります。専決の内容は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。職員の時間外勤務の免除の対象となる範囲を、3歳未満から小学校就学前に拡大するため、所要の改正が行われたものであります。

次に、議案第8号は、令和7年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

令和6年度の療養給付費の精算等を行うもので、歳入歳出それぞれ38億7,049万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,082億1,568万円とするものであります。主な財源内訳は、市町村負担金の過年度分精算金として8,100万円及び令和6年度からの繰越金36億9,862万円となっております。支出につきましては、令和6年度分の療養給付費等の精算に伴う国、県、市町村への償還金であります。

次に、議案第9号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、部分休業について、1年につき10日相当の時間を超えない範囲の取得を追加し、現行制度による1日につき2時間までの取得との選択ができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

続いて議案第10号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、この2つの条例につきましては、妊娠・出産等の申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度等の情報提供及び意向確認等の規定を定めるものであります。

次の議案第12号は、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

一般会計の收支につきましては、歳入総額は3億971万円で、対しまして歳出総額は2億8,080万円となっており、差引額は2,890万円となっております。実質収支額も同額となっておりますので、全額を翌年度に繰り越すものとなっております。主な歳入は、市町村負担金が2億7,077万円、繰越金が3,710万円となっております。歳出につきましては、市町村派遣職員28名分の人物費等が主なものであります。

次に、特別会計決算でありますが、収入総額は3,045億6,826万円に対して、歳出総額が2,930億9,061万円となっております。その差引額は114億7,764万円となっており、実質収支額も同額で、全額を翌年度に繰り越すというものであります。主な歳入は、市町村支出金として納付される保険料負担金、療養給付費の定率負担金や保健事業費の負担金などで587億2,988万円、国から949億5,779万円、県からは241億3,488万円、現役世代からの支援金として1,133億2,552万円、繰越金が127億9,589万円となっております。

主な歳出は、総務費については、レセプト点検や電算処理業務に係る経費などで14億4,080万円、保険給付費については、療養給付費、高額療養費などで2,825億9,099万円で、前年度より3.5%、95億5,000万円の増加となっています。この要因は、団塊世代が75歳以上に移行しており、被保険者数が2.8%増加したことによるものであります。

保健事業では、ぎふ・すこやか、ぎふ・さわやか健康診査業務委託料で10億5,586万円、その

ほか高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に全ての市町村が取り組んでおり、その委託料として3億4,717万円を支出しております。

また、諸支出金として、令和5年度分の療養給付費負担金及び保健事業費負担金の精算に伴い、国、県、市町村、支払基金への償還金52億4,073万円が支出されております。

以上、全事案につきまして承認されたところであります。

続いて、3件目の行政報告であります、本町の財政状況についてであります。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、令和6年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率について報告をさせていただきます。

お手元に配付しております監査委員による財政健全化審査意見書に記載のとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため算定がされておりません。

次に、実質公債費比率は、令和5年単年度9.4%から令和6年単年度8.9%～0.5%減少したことから、3年平均である実質公債費比率も、11.1%から0.9ポイント改善して10.2%となりました。また、将来負担比率については、赤字額がないため算定されておりません。したがいまして、令和6年度決算の健全化判断比率の審査結果は、令和5年度決算と同様に、4指標全てが法令の早期健全化基準と比較すると、該当しないか、大きく下回っていることから、いずれも健全な水準となっています。

しかしながら、財政構造が硬直化傾向にありますから、一層の財政基盤の強化と行財政改革を推進し、持続可能な財政運営に努めていかなければならないと思っているところであります。

続いて、同法第22条第1項の規定によりまして、公営企業の健全化を見る資金不足比率についての報告をさせていただきます。

上水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は、いずれも資金不足が発生しておりませんので算定されておりません。したがいまして、上下水道・両特別会計は経営健全化の基準値以内であり、健全であることをここに御報告を申し上げます。

次に、4件目は、報告第3号 令和6年度北方町上水道事業会計継続費精算報告書の提出についてであります。

本継続費につきましては、お手元に配付させていただきました令和6年度北方町上水道事業会計継続費精算報告書のとおりであります。

内容につきましては、小柳1丁目地内配水管敷設替工事が令和6年度で終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書として報告するものであります。

内容につきましては、総事業費5,700万円、内訳は、令和5年度の年割額が2,280万円、財源は損益勘定留保資金であります。令和6年度は3,420万円で、財源は負担金1,144万2,000円、損益勘定留保資金2,275万9,000円で、支出済額は5,173万4,000円であります。したがいまして、526万6,000円が残額となっております。

以上で行政報告を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 同意第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第5、同意第2号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、同意第2号 教育委員会委員の任命同意について御説明を申し上げます。

本同意議案につきましては、本年10月23日に任期満了となる村瀬康一郎氏を引き続き教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めようとするものであります。

同氏の経歴等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。経歴が示すとおり、同氏は人格高潔、教育・学術及び文化に識見を有する方で、今まで教育に熱い情熱を持って教育委員の職務を遂行していただいていることは御承知のとおりであります。したがいまして、引き続き教育委員を務めていただることは、本町の教育行政のさらなる発展につながるものと確信をしているところであります。御同意がいただけますようお願いをいたします。

なお、任期は令和7年10月24日から令和11年10月23日までの4年間としておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

---

#### 日程第6 諒問第1号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを説明させていただきます。

現人権擁護委員の鷲見香代子氏が令和7年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続いて推薦をしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

同氏の経歴につきましては、お手元に配付した経歴書のとおりで、人格識見高く、広く社会の事情に精通され、人権擁護について理解のある方であることは申し上げるまでありません。再任をお願いいたしたいので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

なお、任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間としております。よろしくお願ひいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本件について、議会の意見を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第1号について、議会の意見は適任とすることに決定をいたしました。

---

#### 日程第7 議案第38号から日程第22 認定第5号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第38号から日程第22、認定第5号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、議案第38号から順次説明をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

議案第38号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第3項に規定する地方公共団体情報システムの標準化を実施することに伴い、個人番号の独自利用を行う事務及び府内連携に関する規定を条例に定める必要があるため本条例を制定しようとするもので、改正の内容は、地方公共団体情報システムの標準化により一元的に住登外者の登録・管理が共通機能として設けられこととなったが、この機能が個人番号の独自利用を行う事務として条例に定める必要があるとのことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。

続きまして、議案第39号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第2条第3項に規定する地方公共団体情報システムの標準化を実施することに伴い、所要の改正を行うため、本条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容は、地方公共団体情報システムの標準化の実施に伴い、印鑑登録原票について、印影を含め全て電磁的記録により作成するものと定めるなど、標準化基準に適合する運用を行うこととする改正を行うものであります。

続きまして、議案第40号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

持続可能な下水道事業の健全な経営に向けて、下水道使用料の額を改定するため本条例を制定しようとするもので、改正する内容は、下水道使用料金であります。基本料金を月額1,300円から1,400円に改め、超過料金を1立方メートル135円から150円に改めるものであります。

施行期日を令和9年4月1日、再来年度からとしております。

続きまして、議案第41号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてであります。

災害そのほか非常の場合にあって、ほかの水道事業者が指定した給水装置工事事業者による破損した室内配管の早期復旧工事の施工を可能にするため、また、持続可能な水道事業の健全な経営に向けて、水道料金の額を2回に分けて改定するため、本条例を制定しようとするものであります。

主な改正内容は、1回目でありますが、施行期日を今年、令和7年12月1日から改めようとするもので、口径13ミリでは基本料金を月額800円から900円に、超過料金を1立方メートル70円から80円に改めようとするものであります。

2回目の施行期日は、翌々年度の令和10年4月1日からとしており、基本料金を月額900円から1,040円に、超過料金を1立方メートル80円から90円に改めようとするものであります。

続きまして、議案第42号 令和7年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,352万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億1,357万1,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

主な歳出を申し上げますと、款2総務費、項1総務管理費でありますが、KITA GATA清流フェス負担金152万円、令和7年物価高騰重点支援給付金事業費不足分1,398万2,000円の増額などで1,860万2,000円を増額して、総務費全体では12億2,895万2,000円といたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費でありますが、自立支援給付費等国県負担金過年度分返還金として1,008万2,000円、福祉医療費県補助金過年度分返還金として360万1,000円を計上いたしました。項2の児童福祉費におきましては、自立支援給付費等国県負担金過年度分返還金814万9,000円等を計上するなどで、民生費全体では2,516万6,000円を増額して31億3,892万3,000円と

いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費ですが、出産・子育て応援ギフト300万円を増額するなど380万円を増額して、衛生費全体で6億2,470万5,000円といたしました。

次に、款8土木費ですが、天王川河川公園の整備費等に3,536万円を計上し、6億8,740万5,000円といたしました。

財源につきましては、それぞれ国・県補助金1,671万3,000円、寄附金152万円、前年度繰越金6,323万3,000円、諸収入206万2,000円などあります。

続きまして、議案第43号 令和7年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,028万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,559万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、過年度保険給付費等交付金の償還金1,024万6,000円、退職被保険者等納付金精算金3万5,000円を計上しております。財源につきましては、全額繰越金であります。

続きまして、議案第44号 令和7年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,733万7,000円とするものであります。

この補正は、岐阜県後期高齢者医療広域連合から保健事業費負担金の令和6年度分の精算金を一旦受け入れ、同額を過年度保健事業費負担金として北方町の一般会計に償還するものであります。

続きまして、議案第45号 令和7年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ550万円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,182万6,000円とするものであります。

主な内容につきましては、処理場機械棟耐震補強基本設計事業費として1,400万円を計上しておりましたが、耐震補強詳細設計に変更したため予算の組替えをするものであります。したがいまして、収益的収入、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目3補助金、予定額850万円から650万円を減額して200万円とし、収益的支出、款1下水道事業費用、項1営業費用で1,400万円を減額して5億5,077万3,000円といたします。

次に、資本的収入、項3補助金500万円に400万円を増額して900万円とし、資本的支出、項1建設改良費6,937万5,000円に850万円を増額して7,787万5,000円とするものであります。

なお、詳細設計には期間を要するため、債務負担行為により2か年の継続事業といたしますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、協議第1号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継について地方自治法施行令第218条の

2の規定による特別の定めを規約に追加するため、関係地方公共団体の協議により定めるものとするもので、第12条を同条2項とし、同条に第1項として、組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める、を規約に追加するものであります。

続きまして、協議第2号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてであります。

岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに現に共同処理する事務及び打切決算の審査及び認定等について関係地方団体と協議をするため、岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、協議第3号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてであります。

岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて協議するため提案するもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、認定第1号 令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。令和6年度北方町一般会計歳入歳出決算収支につきましては、歳入総額87億1,302万7,000円に対しまして、歳出総額は81億7,429万3,000円であります。その差引額は5億3,873万4,000円になっております。なお、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源885万円を控除した額で、5億2,988万4,000円となります。

次に、財政分析の主な手法を申し上げます。

まず、経常収支比率でありますと、81.8%となっており、前年度と比較して6.4ポイント低くなっています。これは、分母となる経常一般財源収入額に比べ、分子となる経常経費充当一般財源が低くなつたのが主な要因であります。具体的に申し上げますと、分母の経常一般財源収入額では、主に地方交付税が1億9,447万9,000円、12.4%の増となり、全体で2億3,623万7,000円の増額となりました。一方で、分子の経常経費充当一般財源におきましては、特に補助費が3億823万円、29.5%の減少となつたことで、全体では1億607万7,000円の減となつたことが大きな要因であります。

次に、財政力指数3か年平均でありますと、前年度の0.603%より0.03ポイント低くなり、0.600%となりました。次に、実質公債費比率でありますと、指数は10.2%となり、前年度の11.1%より0.9ポイント改善をしております。

また、積立金現在高は53億9,498万6,000円、地方債現在高は前年度より2,229万9,000円減少して85億6,643万3,000円となっております。

続きまして、認定第2号 令和6年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度の国民健康保険の被保険者は99世帯減の2,243世帯、4.2%の減、3,475人で194人の

減となりました。1人当たりの平均課税額は11万8,728円で、対前年比3,542円の増であります。また、年間受診件数は6万6,919件で、その費用額は14億6,769万2,908円、2.8%の減となりました。また、1人当たりの費用額は42万2,358円となっており、1万762円、2.6%の増となっております。

収支の状況についてであります、保険税が前年度に比べて350万9,000円減の3億5,153万9,000円、前年度比1%減となりました。

次に、県支出金ですが、2,140万5,000円の減となりました。その内訳は、保険給付費等交付金、普通交付金が3,539万2,000円の減、特別交付金が1,242万7,000円の増ということになっております。

これらにより、収支状況では、歳入総額は前年度より8,017万1,000円減の20億3,717万5,000円となりました。

歳出では、療養諸費が2.6%減の10億8,674万2,000円、高額療養費が3.0%減の1億6,059万7,000円、出産育児諸費では9.5%減の550万2,000円となりました。

国民健康保険事業費納付金は1,593万2,000円増の5億3,577万1,000円となりました。内訳は、医療給付費分1,188万4,000円の増、後期高齢者支援金等分159万4,000円の増、介護納付金分が245万5,000円の増となり、保健事業費は53万円の減となりました。

これらにより、歳出総額は前年度に比べて1,398万8,000円の減となり、18億6,167万8,000円となっています。

この結果、歳入歳出の差引額は1億7,549万6,000円となり、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第3号 令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和6年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算収支につきましては、歳入総額3億1,174万9,000円に対しまして、歳出総額は3億346万円であります。歳入では、予算現額に比べ285万円の減となりました。その要因は、後期高齢者医療保険料が60万9,000円の減、繰入金が191万2,000円の減となったことなどによるものであります。歳出では、予算現額に対して1,113万9,000円の残となっていますが、この主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金が886万6,000円の残になったことなどによるものであります。

その結果、歳入歳出差引額は828万9,000円となりました。実質収支額も同額となっており、全額を翌年度に繰り越すこととしております。

続きまして、認定第4号 令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度末の給水人口は1万7,720人で、前年度に比べて54人、0.3%の減となりました。給水件数は7,850件で、40件の増加、普及率は95.8%で、0.1%増加をいたしました。また、年間総配水量は177万6,428立方メートルで、昨年より3万9,195立方メートル減少しております。有収

率は68.6%で、0.3%の減少となっております。

収支の状況ですが、令和6年度北方町上水道事業会計利益の処分及び決算につきましては、収入の水道事業収益決算額は1億7,633万円となり、前年度より88万円、0.5%の増となりました。対しまして、支出の水道事業費用決算額は1億5,354万円で、前年度に比べて789万円、5.4%の増となりました。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入決算額が3,205万円に対して、資本的支出の総額は1億3,464万円であります。その不足額1億259万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税及び資本的収支調整額及び建設改良積立金から全額補填をされております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は1億7,633万円で、前年度より88万円、0.5%の増となりました。これに対する費用は1億5,354万円で、789万円、5.1%の増でありますから、結果、当年度純利益は2,279万円となり、前年度に比べて701万円、23%の減少となりました。

したがいまして、前年度の繰越利益剰余金6億1,202万円に対して、未処分利益は9,055万円でありますから、今年度の未処分利益剰余金は7億257万円となっております。

なお、剰余金処分案は決算書の4ページに表記のとおりで、減債積立金200万円と建設改良積立金6,000万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は6億4,056万9,000円となっております。併せて御承認いただきますようお願いをいたします。

続きまして、認定第5号 令和6年度北方町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

令和6年度末の水洗化人口は1万6,263人で、前年度に比べて35人の増加、水洗化率は88.0%で、0.6%の増加となりました。

収支の状況ですが、収益的収入及び支出の項目中、収入の下水道事業収益決算額は7億483万円となり、前年度より2,478万円、3.4%の減少となりました。対しまして、支出の下水道事業費用決算額は5億6,978万円で、前年度と比べ902万円、1.6%の増となっております。

この結果、当年度の純利益は1億3,505万円となりましたが、営業外収益の他会計負担金は償還金の返済等に充てるため基準外繰入金2億1,647万円を含んでおり、依然厳しい運営状況にあります。

一方、資本的収入及び支出項目では、収入の資本的収入決算額が1億2,618万円に対して、資本的支出の総額は4億2,722万円であります。その不足額3億103万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び減債積立金及び当年度利益剰余金処分額より全額補填をされております。

次に、損益計算書につきましては、本年度における収益は7億483万円で、前年度より2,477万円、3.4%の減少となりました。これに対する費用は5億6,978万円で、902万円、1.6%の増であります。その結果、当期純利益は前年度比3,379万円、20.0%減の1億3,505万円となりました。

したがいまして、前年度の繰越利益剰余金は1,716万円に対しまして、未処分利益金は2億8,674万円でありますから、今年度の未処分利益剰余金は3億390万円となっています。

なお、剰余金処分案は決算書の5ページに表記のとおりで、減債積立金の積立ての予定処分9,905万円と減債積立金の積立5,317万円を処分しておりますので、繰越利益剰余金は1億5,168万円となっておりますので、併せて御承認いただきますようお願いをいたします。

以上、条例が4件、補正予算が4件、協議が3件、令和6年度各会計の決算認定5件、合わせて16件について提案をさせていただきますので、慎重審議の上、適切な判断がいただけますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

---

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日9月2日から4日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日9月2日から4日までの3日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、5日午前9時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時44分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年9月1日

議長 井野勝巳

署名議員 鈴木浩之

署名議員 安藤浩孝